

議案第40号

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町に係る水道事業に関する事務を追加するため、大阪広域水道企業団規約の一部を変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

規約案……別記

令和2年6月4日提出

交野市長 黒田 実

提案理由 大阪広域水道企業団と藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町4団体との水道事業統合に伴い、企業団の共同処理する事務に関する規約の変更を行いたいため。

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約案

大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約

大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第2中「泉南市」を「藤井寺市、泉南市」に改め、「四條畷市」の次に「、大阪狭山市」を、「忠岡町」の次に「、熊取町」を、「太子町」の次に「、河南町」を加える。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。